

地域ボランティア輸送等支援事業

ボランティア
輸送専用の
自動車保険料

移動手段にお困りの方のために
地域の皆さんが運営している
移動支援サービスを
松本市が支援(補助)します！

乗合タクシー
利用料金の
運営団体負担分

事務費

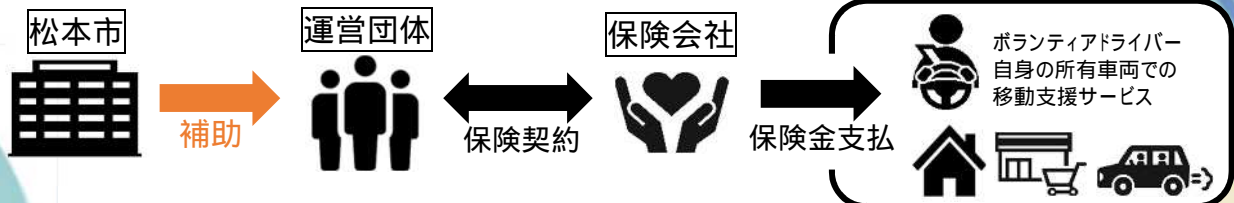


町会やボランティア組織等が運営する
ボランティア輸送や乗合タクシーに対する補助制度です
地域内移動の手段を確保するためにお使いください

ボランティア輸送専用の自動車保険の保険料を補助

1団体につき1年あたり上限30万円

ボランティアドライバーがマイカーで地域の方を乗せて運転している間の事故について、
ドライバー自身が加入している保険に優先して補償に充てることができる
専用保険の保険料を補助 ボランティアドライバーの負担感を軽減します



乗合タクシー利用料金のうち、運営団体の負担分を補助

福祉100円パスを持つ人が利用した乗合タクシー料金のうち
利用者の代わりに運営団体(町会など)が負担した料金の一部(1人1乗車150円分)
週休日祭日は対象外

乗合い人数が多くなるほど運営団体の負担する額が減ります



事務費

消耗品、印刷製本費、通信運搬費といった
対象経費の2分の1(上限5万円)



ボランティア輸送事業補助金

● 目的 ●

ボランティアドライバーの持ち込み車両(マイカー)を活用してボランティア輸送事業を実施する場合に、ドライバーの加入する保険に優先して移動支援サービス中の補償に充てることができる専用保険の保険料を補助することで、ドライバーの負担感を軽減し、ドライバー確保へ繋がります。

●对象团体●

非営利団体(単位町会、地区町会連合会、特定非営利活動法人など)

●事業認定基準●

既存の公共交通機関の運行や経営を著しく阻害するおそれがないこと
地区の町会連合会長、地域の単位町会長の推薦を受けていること

● 補助額 ●

ボランティア輸送に適合する自動車保険の保険料(上限30万円)

稼働実績で清算する方式 団体所有車両・レンタル車両は対象外

事務費(消耗品・印刷製本・通信運搬・広告費など) 対象経費の2分の1 上限額5万円

交通空白地等乗合タクシー事業補助金

● 目的 ●

交通空白地域等において、町会などが実施する乗合タクシー事業について、福祉100円パスを所持する者が利用したタクシー料金のうち、利用者の代わりに運営団体が負担した料金の一部を補助することで、高齢者等の外出の機会を確保し、乗合タクシー事業を支援します

交通空白地域等＝・市内のバス停留所から概ね500メートル以上離れ、かつ、
鉄道駅から概ね1キロメートル以上離れている地域
・バスが営業時間内に概ね2時間以上運行しない時間がある地域など

● 対象団体 ●

非営利団体(単位町会、地区町会連合会、特定非営利活動法人など)

●事業認定基準●

既存の公共交通機関の運行や経営を著しく阻害するおそれがないこと
地区の町会連合会長、地域の単位町会長の推薦を受けていること
事業を実施する地域が交通空白地域等であること

●補助額●

福祉100円パスを所持する者が利用したタクシー料金のうち、

利用者の代わりに運営団体が負担した料金(利用者1人につき1乗車150円)

週休日祭日は補助の対象外

事務費(消耗品・印刷製本・通信運搬・広告費など)

対象経費の2分の1 上限額5万円